

日本学校ソーシャルワーク学会第9回全国大会 特集号

- [大会報告\(大会委員長\)](#)
- [全体感想\(大会運営委員\)](#)
- [課題研究分科会\(第1分科会～第4分科会\)](#)
- [大会事前企画\(基礎研修・専門研修\)](#)
- [地区NEWS&学校ソーシャルワーク文庫](#)
- [事務局だより](#)

日本学校ソーシャルワーク学会第9回全国大会特集号
2014年7月12日(土曜)～13日(日曜)
於 立命館大学朱雀キャンパス

大会報告(大会委員長)

第9回京都大会を終えて

同大会委員長 野田正人(立命館大学)

第9回大会を、2014年7月12日13日の両日、京都JR二条駅前の立命館大学朱雀キャンパスを会場に開催いたしました。第10回の節目の大会の前年として、来し方を振り返りつつ、開催地京都の特徴を活かしたコンパクトで味のある大会にしたいという方針で企画を行いました。

日程が例年より少しずれて、祇園祭に一部かかってしまいましたが、この時期以外は多くの大学がオープンキャンパスで、会場の貸与が許可されないという事情があり、やむなく祇園祭のためオープンキャンパスが開けないという日程での開催となりました。そのため宿舎事情も悪く、心配しましたが、事前申し込みに倍する300人の参加を得ることができました。

運営については、関西地区の会員や福祉士関係者の協力が得られ、特に京都社会福祉士会の方々には、前日企画として、京都の番組小学校の歴史をたどり、祇園祭の山鉦を知るとい興味深い企画で盛り上げていただき、また大会そのものについても、地元の方々共々しっかり支えていただきました。ところでこの番組小学校は、明治新政府発足と同時に、天皇が東京に移り、その後の京都の町をしっかりと基礎づけるために、町衆が番組という町内自治組織単位で自発的につくった、64校の小学校のことです。明治5年の学制の3年前の話で、それ以来今日までの京都の小学校の気合いには、なかなかのものが受け継がれています。

シンポジウムも京都らしくということで、京都市教育委員会にケースワーカーが配置されていたという生徒福祉課の歴史などに触れていただくことを考えていたところ、岡本民夫先生にもシンポジストを引き受けていただけ、大会テーマである、「学校におけるソーシャルワーク再考-ソーシャルワークと福祉課題の見直し-」をより広い角度から考えることができました。

今回の大会では、ポスターセッションの実施も検討しましたが、周知の関係などで見送ることにして、口頭発表を、研究発表と実践報告とに区分することをを行いました。同時に発表要旨に基づいての事前審査機能も高めており、より学会としての水準向上がなされたかと思っておりますが、皆様の評価をいただきたいところです。

予想を大きく超える参加を得て、資料が不足したり、会場が狭くて分科会では立ち見も出るなど、参加された方にはご不便をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

最後に、なんといっても、事務局長の浦田雅夫会員(京都造形芸術大学)の献身的働きと、事務局メンバーの活躍があった大会でありました。次回第10回の盛会を祈念して、報告を終わらせていただきます。

■ 全体感想(大会運営委員)

-子どもの幸福を願う熱心な皆様と共に学ぶことができた大変嬉しい2日間でした

大会実行委員大友秀治(龍谷大学短期大学部)

日本三大祭のひとつにもあげられる祇園祭の暑い季節に、日本学校ソーシャルワーク学会第9回京都大会が開催されました。私は東北から関西に移って7年目、盆地特有の暑さ、延々と続く熱帯夜のしんどさにはだいぶ慣れたところですが、北国から参加された方の「京都って暑いですね!」という言葉に、赴任当時の身体感覚が思い起こされ、「本当ですね!」と共感するばかりでした。しかし、そんな暑さにも勝る、子どもの幸福を願う熱心な皆様と共に学ぶことができた、大変嬉しい2日間でした。

2日間の参加者数は300名を超え、当初の予想を上回ったため冊子等をお渡しできなかった参加者も少なくなく、実行委員の一人としてこの場をお借りしてお詫び申し上げます。しかし、これも近年のスクールソーシャルワーカーへの注目度の高さ、関係者の関心の深さが改めて示されたのだと思います。

全体をととして私が共鳴を感じたテーマは、団士郎先生の実生活でのスキル向上により新たな一歩を踏み出せる支援、岡本民夫先生の利用者のニーズと実践科学と研究を融合した新しい研究法、山野則子先生の明日にも変わる小さな行動を促すプログラム開発と普及です。これらの学校ソーシャルワークにおける斬新さと強みについて、ワーカーが自信を持って「スクールソーシャルワーカーにはこんな効果が期待される」と説明できるような学校ソーシャルワーク実践と研究のあり方とは何か、を考えさせていただきました。

こうした今回の「学校におけるソーシャルワーク再考」を受け、私も実践者であると同時に研究者の端くれとして、学校ソーシャルワークの実践と理論をさらに深め、特に、学校ソーシャルワークにおけるスーパービジョンのモデル構築をテーマに研究を進め、社会貢献させていただきたいと考えています。

最後になりましたが、参加された皆様のさらなるご健勝と、来年またたくさんのお実りと課題を持ち寄ってお会いできますよう、お祈り申し上げます。

■ 課題研究分科会(第1分科会～第4分科会)

■ 第1分科会「若者の生きづらさと支援—高等学校段階でのSSWを考える」

岡広美(調布市スクールソーシャルワーカー)

高校や大学(キャンパス)課程におけるスクールソーシャルワーク(以下、SSW)の必要性が謳われて久しい。今回参加したことで、この分野は、子ども・若者が社会に巣立つ最後の砦であると強く感じた。

京都府立高等学校で校長をしておられる富永先生の「しっかりした学力をつけて社会に巣立たせるということが教員の願いである」との冒頭のお言葉が印象的であった。西日本のSSWが同和教育から始まったものの、その後、加配教員が減少したことで、学校・家庭・地域を接続できる教職員が少なくなったとお話であった。「SSWrが学校職員とどう協働していくのか」との課題を提示され、「SSWrへの期待」として、生徒支援に対する専門家としてのアセスメントの提示や共有化の必要性があるご提言頂いた。先生のお話から、学校現場での、生徒への細かく丁寧な支援が求められている現実が再認識できた。

福島県立高等学校担当の朝日SSWrからは、相互関係に依存したグループワーク(以下、GW)を取り入れたSSWを学んだ。私は現在、市教育委員会内で主に小中学生のSSWに従事しており、「子ども中心のソーシャルワーク」を心がけながらも、保護者への対応も、その支援対象の射程内に組み入れなければならないことが多い中、高校のSSWでは、GWというツールを通して、しっかりと生徒自身に働きかけ、生徒を直接エンパワできる機会が多いと分かったことがとても新鮮であった。GWが、「生徒」を直接支援できる方策の一つとして有効であるとの学びを得た。

鳥取県立高等学校担当の福島SSWrのお話からは、「つなぐ」「ひろげる」「ささえる」というSSWの基盤を再確認することができた。また、SSWが児童福祉法などの法的根拠に基づいての活動であり、「守秘義務について、児童生徒の福祉に関しては、なぜ情報共有が必要なのか」という観点からの貴重な示唆をいただいた。要保護児童対策地域協議会を通じた諸機関との連携等、改めて「SSWrがささえる」ことの意義を再確認した。

最後に、就労支援団体である一般社団法人キャリアブリッジの白水代表のお話は、教育でもなく福祉でもない、「産業・就労」関連分野からの報告として刺激的であった。近年大学では、「産学連携」が謳われているが、高校から

地域への自立という視点から観る「若者像」と、彼らを取り巻く周辺環境が、「キャリア育成支援」の現場からリフレクティブに理解できた。正規のルートからドロップアウトする・しないにかかわらず、10代後半から、たくさんの人と会うことの重要性に力が置かれたメッセージに大いに共感した。また、「現代社会において、多くの就労希望者にとり、正規職員採用は、学校卒業時ぐらいだけのチャンスだと思っておいたほうがいい」との指摘も、とても重いものだった。

今回の分科会を通じ、地域には、学校以外にも子どもたちを支える多くの「場」が必要なのだと感じた。子どもたちの自立に向けての多様なセーフティネットが張り巡らされなければならない。以上より、「SSWの多様性」「教職員との連携」「地域によるアプローチの違い」はもとより、「子ども・若者たちの教育課程終了後の自立への橋渡しの支援」という、「教育」が「自分で生きていく」とことと直結している局面におられる方々からの本当に貴重なお話を拝聴することができた。また、その関係性の中で支援を展開していくSSWrの存在は、今後、ますますそのニーズが高くなっていくだろうと確信した時間にもなった。

■ 第2分科会「スーパービジョンのあり方とSSWの発展-事業管理のバイズ機能にも着目して-」

岩永靖(九州ルーテル学院大学)

第2分科会は、「スーパービジョンのあり方とSSWの発展～事業管理のバイズ機能にも着目して～」というテーマで開催しました。2013(平成25)年には、「いじめ防止対策推進法」や「子どもの貧困対策法」が成立し、今後ますます学校ソーシャルワークが広がりをを見せていくことと思います。ただ現状では事業の形態は各自治体で様々であり、その中でスクールソーシャルワーカー(以下、SSWr)をどのように活用し、効果的な実践を展開する事業システムを構築していくことは、SSWrの質の担保と同時に重要なものだと思います。そこで第2分科会では、SSWrを活かせる事業運営とは、ということで事業管理に関するスーパービジョンに焦点を当てて、それぞれの立場から話題提供をしていただきました。

話題提供者は、SSWrの立場から、熊本県教育委員会SSWrの守田典子氏、スーパーバイザーの立場から、沖縄国際大学の比嘉昌哉氏、行政の立場から尼崎市福祉事務所の上野裕司氏の三名で、コメンテーターの大阪府立大学の山野則子氏、コーディネーターを九州ルーテル学院大学の岩永靖が務めました。

話題提供に先立ち、コメンテーターの山野則子氏より、SSWr事業の課題とエビデンスに基づいたSSWrを活かせる事業仕組みの必要性について問題提起をしていただきました。

その後、熊本県教育委員会SSWrの守田典子氏より話題提供をいただきました。守田氏からは、SSWrの立場から考える事業管理スーパービジョンの必要性について、熊本県での取り組みを含めて報告いただいた。学校ソーシャルワークの活動は他領域に比べ根拠法がなく各自治体の設置要綱のみであること、そのことは各自治体とSSWrの判断によって子どもの問題状況へかわりが変わってくることを意味していること、そのような状況を踏まえて事業管理スーパービジョンの意義を報告され、その取り組みとして熊本県ではSSWr事業スタート時からスーパーバイザーと県教育委員会の対話が大事にされ、さまざまなSSWrの実務状況や働きづらさなどをスーパーバイザーが拾い上げ、事業運営における改善がなされてきたこと、そのことがSSWrのソーシャルワーク実践につながっていることが報告されました。

二人目の沖縄国際大学の比嘉昌哉氏からは、スーパーバイザーの立場から沖縄県のスーパービジョンの現状として話題提供をいただきました。沖縄県では県配置のSSWrと七自治体が市町村独自予算で配置しているSSWrが活動している。そのうち、県(六教育事務所)及び二自治体でシステムとしてスーパービジョンが実施されている。県配置ではグループスーパービジョンを実施し、市町村独自予算で配置している二自治体に関しては事業を作る段階からスーパーバイザーが関与し、事業内容について相談を行ってきた。また事業管理スーパービジョンとして要望書を県教育長やSSWr配置自治体教育長などに提出することや県教育委員会担当主幹や二自治体に関しては担当指導主事との情報交換などを行い、共通理解を図るとともに、事業運営への助言やSSWrへのバックアップ体制の依頼などを実施されていました。

最後に行政の立場から尼崎市福祉事務所の上野裕司氏より話題提供をいただきました。尼崎市では、教育現場における不登校やいじめ、また児童虐待などの問題の背景には、家庭環境や社会環境が複雑に絡んでいることに着目し、2009(平成21)年に「尼崎子どもの育ち支援条例」を制定し、2010(平成22)年4月から学校ソーシャルワーク活動を実施している。尼崎市の特徴は福祉事務所に子どもの育ち支援ワーカーとして配置している点であり、児童福祉分野、保健福祉分野、教育分野、法律分野から四人のスーパーバイザーを選任している。その中で「福祉・教育連携体制SV調整会議」を実施し、福祉分野、教育分野の連携による学校ソーシャルワーク業務の運用についての協議や運用改善に取り組んでおり、具体的な事業管理スーパービジョンとして、学校ソーシャルワークの実手法および活動実施校の決定や活動実施校の教職員に対するスーパーバイザーからの直接指導、各専門分野の研修等が実施されていた。

このように様々な自治体の様々な立場からの話題提供で、非常に興味深い内容であり、まだ歴史の浅い学校分野でのソーシャルワークを事業としてどう根付かせていくかという課題を考えることのできる分科会となりました。

■ 第3分科会「いじめ防止対策推進法と基本方針にSSWはどう取り組むか」

久能由弥(北星学園大学)

分科会のシンポジストは、大阪弁護士会弁護士の三木憲明氏、滋賀県教育委員会の梅本剛雄氏、大阪府スクールソーシャルワーカーの黒田尚美氏の3名でした。また、指定討論者は本学会副会長の野田正人理事、そして司会は私、久能由弥理事でした。

この分科会はいじめがテーマでしたが、2013年6月にいじめ防止対策推進法(以下、いじめ防止法)が成立ならびに施行され、しかも同年10月にやっと文科省より基本方針が出されたばかりでしたので、とりわけこの法律と基本方針の内容の理解、すなわちいじめ対策に関する法の解釈と運用、及び実務上の課題に焦点が当てられました。

三木氏からは、いじめ防止法に関する概要、文科省による基本方針の概要、そして、いじめ防止法による組織の概要について解説が行われ、いじめ防止対策支援制度の課題が述べられました。いくつかご紹介いたしますと、この定義では(1)いじめの定義がゆるくなってしまい、加害者と被害者の逆転現象が起きやすくなるのではないかと、(2)重大事態か否かの判断者について、誰が判断するのが難しくなるのではないかと、そして(3)実務上の、学校現場でのあるべき対応は何か、等述べられました。その中で、重大事態について、基本方針の重大事態の定義によれば、重大事態と言われたらほぼ重大事態として扱えることについて指摘されました。このことは注目に値します。

つぎに、梅本氏からは、滋賀県におけるいじめ対策の骨格と概要について解説がなされました。また、現場のいじめ対応の困難さと困惑についても述べられました。「いじめ問題は、学校にとってはまさに教育力が試される問題である。いじめは国民的課題であり、学校は信頼の回復に努めなければならないだろう。……いじめ防止法を見る限り、学校の自立性が崩壊したとも言える事態なのではないだろうか。すなわち、法律で学校を縛らなければいじめ問題への対応ができなくなったのではないだろうか」と述べられたのは、強烈に印象に残りました。

そして、黒田氏からは、いじめ防止法施行後にスクールソーシャルワーカーは眼前のいじめに対してどのように考えて動いていくべきであるのかについて実践報告がなされました。黒田氏からは、スクールソーシャルワーカーが現場に派遣されるときには、問題がこじれてから入る場合が多いが、そうではなくて、リスク、見立てを早く行っていくことが重要ではないかといかと課題が述べられました。黒田氏は「子どもを支えることのできるスクールソーシャルワーカーの専門性といじめへの関わりについては、限界設定があるのではないだろうか」と指摘されていました。このことは今後、私たちスクールソーシャルワーカー全体の課題として考えていくべき内容だと思いました。

会場は立ち見が出るほど盛況でした。熱心に報告を聞く姿に感銘を受けました。シンポジストの報告は丁寧に行われました。時間の都合で質問時間があまり取れなかったものの、限りある中で積極的に質問も寄せられ、有意義な時間が持てたように思います。

基本方針は3年の経過を目標として法の執行状況等を勘案し、基本方針の見直しを検討するとされています。この課題は現場の各シンポジストの指摘ならびに実践を踏まえながら、次期大会へと引き継がれていくことと思います。次回もまた楽しみます。

第4分科会「学校での児童虐待の通告にあたって-スクールソーシャルワーカーの見たて(アセスメント)と支援-」

荒巻智之(須恵町教育委員会)

第4分科会では福島県・栃木県、熊本県、福岡県で活躍するスクールソーシャルワーカー現職者3名(福島県と栃木県は兼任)から児童虐待の早期発見・対応におけるスクールソーシャルワーカーの役割を中心に話題提供と質疑が行われました。やはりと言っているのか、スクールソーシャルワーカーの関与するケースの大半に児童虐待が背景にある場合が多い事を報告者3名とも述べており、児童虐待を発見しやすい学校を中心に据えたネットワーク体制の整備、拡充が求められる事が共通の話題として報告がなされました。スクールソーシャルワーカーとしての「つなぐ」という役割はただ各関係機関をつなぐのではなく、子どもたちの将来や命をつなぐ事になるのだという事を私自身も報告者でありながら他の報告者の話を聞いて考える機会となりました。

福島県・栃木県SSWの児童虐待通告の効果的取組

現在、SSWは複数の市町村を兼任して実践している方も少なくはない状況になっています。そのような少ない時間で最大の効果を出そうと取り組まれているのが福島県と栃木県で活躍されている土屋氏です。土屋氏は要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」と記す)を活性化させることで児童虐待対応をシステム化し、関係機関の機能向上を実現していました。また、要対協で独自のアセスメントシートを開発・運用し要保護児童や要支援児童に対して組織で責任を取るようにする事で役割の押し付け合いの軽減や担当者の積極性を生んでいるのだと思いました。子どもたちにも支援者にも配慮しながらソーシャルワークを実践されていました。

詳細な分析による児童虐待対応のSSW役割確立

熊本県熊本市白川中学校では、1956年より長期欠席生徒への訪問活動が開始されていて、学校ソーシャルワークの先駆けのような動きをされていたそうです。その為か熊本市では教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの子どもに関わる職員の役割をかなり明確に分けられている様に感じました。熊本市で活躍する古閑氏は、緊急対応また虐待予防においてSSWの役割を最大限活かせる様に、協働する各関係機関とのネットワークを活性化させていました。それは、熊本県の長期の経験に裏付けされたニーズ分析が効果的に作用していると報告があり、ニーズ分析の大事さを学ばせて頂く事が出来ました。

虐待対応システム構築における学校ソーシャルワーク導入

筆者である私も自身の学校における虐待通告の失敗体験から二の足を踏ませない、子どもたちの安全が迅速に守れる虐待対応システムを提案させて頂きました。内容としては、児童虐待通告時の学校役割を明確にし、児童相談所や警察機関等と事前に虐待対応について手順と組織対応で取り組むことを確認し合う事でスピードが求められる児童虐待の対応をよりスムーズに出来る事を報告させて頂きました。SSWは大抵の方が1人で多くのケースを抱えています。SSWに対して責任を押し付けられる場合も多々あると思います。しかし、協働体制を上手く構築する事でそれは改善できると報告する事で自分自身においても再確認する機会になったと思います。

3人の報告の中で、子どもたちの支援体制や私たちSSWの支援技術の課題等も上がりましたが、それよりも「SSWとしての気概(気持ち)が第一にない出来ないものも出来ないよね」と3人が3人とも一致して述べていました。これからSSWに期待される事が多く出てくると思われれます。そのような中で気持ちだけは強く持って子どもたちの権利擁護に向けて取り組みたいものです。3人の報告を聞いて気持ちを強く持たれた方も多くいるはずで、報告者である私自身もまたこの分科会で勇気づけられ、明日の活力にする事が出来ました。

■ 大会事前企画:基礎研修

「スクールソーシャルワーカーが理解しておきたい法制度」

講師:梅山佐和(立命館大学講師、京都市教育委員会スクールソーシャルワーカー)

つなぎ方への工夫を丁寧に考える必要性

米村美奈(淑徳大学)

本研修は、スクールソーシャルワーカー(以下SSWr)が福祉関係の制度や法の枠組みを理解しておくだけではなく、教育やその他の法制度とその関連をも把握した上でより適切な実践が可能となることを理解することをねらいとした。講師の梅山佐和先生から100名を超す受講者をご教授を賜った。

研修内容は、(1)スクールソーシャルワーク(以下SSW)とは何か<視点・実践構造・業務内容>の確認(2)SSWのソーシャルワーク進め方<動き方>(3)多職種とつながる(連携)のために必要なこと<言語の共有・法的枠組み>(4)異なる法律から2事例の考察(5)1事例を社会的統制理論から検証し支援計画立案の5点であった。

メインテーマである法制度の理解では、例えば、SSWrになじみのある「保護者」や「親権者」は、学校教育法、児童福祉法、少年法、児童虐待防止法等により、それぞれの法的規定が異なっている。従って、それぞれの法を根拠に働く専門職が「保護者」、「親権者」の言語を用いて事例を見た時にたとえ、同事例でも各々の法律によって保護者や親権者が異なる人を示している。それでは、多職種と連携しようにもケースの見方自体に影響を及ぼし、アセスメントやプラン自体にも支障が生じる。法の違いにより、言語の意味するところが異なるのである。SSWrが法律や制度を正しく理解しておくことはもちろん重要であるが多職種の使用する言語が指す意味をも正確に理解しておくことが多職種やその機関をつなぐことが役割であるSSWrに欠かせないことが改めて確認することが出来た。当たり前であるが法律を丸暗記しているだけでは意味がない。どのようにそれを実践的に理解するかがSSWrに問われていることを考えさせられた。

この講義をもとにし終盤には、逸脱の社会学の理論を用いて1事例の検証を行った。非行の事例ではないが犯罪社会学者T.ハシの社会的統制理論を活用しながら事例をアセスメントし、プランの立案を行った。この方法は、大変興味深く視野が広がったように思う。例えば、司法分野の専門職と連携をとるケースでは、司法分野の方が入りやすい理論を使用しながら進めていくと多職種の理解が得られやすいのではないだろうか。専門が異なるからこそ連携に意味がありSSWは、つなぎ方への工夫を丁寧に考える必要性を痛感した。2時間の限られた時間だったが講師の工夫を凝らした研修内容に会場は、引き込まれ集中力の高まる中で多くを学ぶことが出来た。最後にこのような研修を企画並びに実施を下された講師の先生をはじめ、学会のご担当の皆様は心より御礼申し上げます。

専門職としてより根拠のある動きや言語化ができるようになりたい

横山明希(福岡市教育委員会)

ソーシャルワーカーは様々な法制度を理解して活動を行います。特に、学校ソーシャルワークは学校を基盤としていることから、福祉に関わる法制度の他に学校教育法や少年法といった学校現場に関連する法制度も理解しておく必要があります。「スクールソーシャルワーカーが理解しておきたい法制度」について学ぶことで、専門職としてより根拠のある動きや言語化が出来るようになりたいと思いました。また、日頃の活動を法制度の視点からあらためて見直したいと考え、参加させて頂きました。

基礎研修の中で特に印象に残った点が二つあります。一つめは、子どもやその家族を支えるためのネットワーク構築の際に必要な、言語の共有についてです。教育と福祉分野では、同じ言葉でも示すものが違う場合があります。学校現場でよく使う「保護者」という言葉も、学校教育法と児童福祉法では定義が違います。その他、普段は曖昧に使い分けていた言葉も、基づく法律によって様々な意味があることを学びました。法制度の知識はサービス提供をするだけでなく、他職種と連携をするために必要な知識です。スクールソーシャルワーカーは相手の立場を理解し、相手に伝わる言語や方法を考えることがとても重要であると考えます。学校、家庭、関係機関の間を繋ぐための翻訳機能を果たすということも学びました。今回の研修を機に、伝え方や言語についてより考えていきたいと思えます。

二つめは要保護児童の通告に関する法制度についてです。ここでは、虐待疑いの通告義務とその通告を躊躇しない環境を整えるための法制度について学ぶことができました。学校現場では虐待疑いがある際に通告を躊躇う意見を聞くことがあります。この時、通告義務や通告後の見通し(機関の動き)について学校関係者へ説明をしますが、納得をしてもらうことに難しさを感じる場合があります。法的根拠に基づく説明や、通告者や通告内容等の情報管理について伝えることができると考えます。本大会では1日目の研修から2日目の分科会まで、たくさんの方々のお話しを聞くことができました。自分のスクールソーシャルワーカーとしての活動を振り返る機会となり、大変感謝しています。

■ 大会事前企画:専門研修

変化のプロセスに地域住民が関与することを意識し、地域住民が関わって良かった、自分たちが地域の担い手となっているという体験を重ねることが大切

帖佐加代

講師は、大阪市立大学の岩間伸之先生であった。論文「地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能」等の資料をもとに、変わりゆく様々なニーズに対応する、時代に求められたソーシャルワークとは何か、「本来のソーシャルワークの原点回帰」の研修であった。以下に専門研修で学んだことを整理してみる。

1 地域を基盤としたソーシャルワークの特性

申請主義では必要なところに必要なサービスが届かない。制度的な枠組みの中だけで生活しているわけではなく本人の生活の場での援助がソーシャルワークの拠点となる。福祉課題は、特別な人への特別な課題ではなく、誰もが必要とするものであり、「総合相談」としての援助対象の拡大は、問題が深刻になる前に予防的・積極的アプローチが可能になる。地域へ出かけ、地域の人と拠点を作り、後方支援的の人たちとのオーダーメイド支援が地域を基盤としたネットワークによる連携と協働を可能にしていこうという特徴がある。

2 地域を基盤としたソーシャルワークの8つの機能

①広範なニーズへの対応、②本人の解決能力の向上、③連携と協働、④個と地域の一体的支援、⑤予防的支援、⑥支援困難事例への対応、⑦権利擁護活動、⑧ソーシャルアクション。特に「個と地域の一体的支援」では、専門職として地域からの排除に荷担したようなソーシャルワークであってはならない。

3 支援困難事例を整理すること

福祉実践の難しさは、ひとりひとりの人生にゴールを設定すること。ゴール設定がうまくいった理由を整理することで「何を根拠に支援したのか」「支援の根拠=支援の理論」を導きだし、価値が根拠にある支援を行うことができる。

4 積極的権利擁護

本人の決定をいかに支えるか。本人のプロセスに関わるというソーシャルワーク実践は、広い意味での権利擁護の実践であり、社会や地域を変えていくというソーシャルワークの特徴である。

地域を拠点としてソーシャルワーク実践ができる環境を整える時代が来ようとしているが、制度はソーシャルワークのことを理解しているわけではない。制度だけに迎合せず両者を視野に入れながらソーシャルワーカーの立ち位置を明確にしていく必要がある。

地域を基盤としたソーシャルワークでは、変化のプロセスに地域住民が関与することを意識し、地域住民が関わって良かった、自分たちが地域の担い手となっているという体験を重ねることが大切と思った。そして、そこから「SSWと子どもの貧困」について考えてみた。「子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱」では「プラットフォームとしての学校」という表現が用いられ、学校から子どもの貧困に関する問題発信ができるような学校運営体制の構築が求められている。SSWはその専門性を駆使しながら、子ども自身がその行き先を決めることを支援する実践を積み重ねること、プラットフォームを利用する多くの人を巻き込みそこに必要なものを整備する実践も求められているのではないかと感じた。

地区NEWS&学校ソーシャルワーク文庫

地区NEWS:東海・北陸地区研修会に参加して

増田和美(静岡県スクールソーシャルワーカー)

2013年10月19日に名古屋市で開催された「愛知におけるスクールソーシャルワークの取り組みへの期待 ~スクールソーシャルワークが学校で生きるために~」というテーマの研修会は、日々の実践に通じるものであり、大変勉強になりました。

まず、日本福祉大学の山本教授による基調講演では、教育と福祉、それぞれの専門性について改めて考え、ソーシャルワーカーとしての自分の学校での立ち位置を見直しました。誰にとつての「教育を受ける権利」なのか、教育は「子どもの権利」であり、同時に「保護者の義務であり、国家(行政)の責任」であることを、学校とスクールソーシャルワーカー-双方がきちんと理解していなければと、改めて考えました。先生方からみて、困った子、困った行動としてとらえられてしまうけれど、学校用の子どもではなく、生活全体を見て、子どもを丸ごととらえる。生活者としての子どもの視点や困り感を伝えることが、学校の中でのソーシャルワーカーの価値であり、専門性を活かした「先生方との協働」につながるのではないかと思います。

後半のシンポジウムでは、4人のパネリストからも、学校教育とソーシャルワークの協働やその可能性について、具体的に魅力的な実践が語られました。まず、西尾市の早期適応教室指導員の菊池氏は、本人に寄り添い、思いに耳

を傾け、本人が決めるまで待つというソーシャルワークの視点を活かし、単なる日本語の指導だけにとどまらず、彼らにとってより良い環境作りの実現を目指して活動しているというお話をされました。次に、「生徒も支援したいし、担任も支援していきたい」と言われたのは高校教員の宮之原氏です。宮之原氏は福祉の資格ももっておられることを生かし、学校組織の中に生徒支援担当というスクールソーシャルワーカー的な校務分掌の創設を働きかけ、自らがその担当者として活躍されているそうです。つづいて、教育と福祉の隙間に落ちている子を救い上げようと、精力的に活動されている半田市スクールソーシャルワーカーの野尻氏は、学校現場での豊富な実践を語って下さいました。学力向上の下支えとしての学習支援や家庭支援という取り組みは、教育の現場のニーズに呼応しています。最後に、スクールソーシャルワーカーの事業を立ち上げた春日井市教育委員会の伊藤氏は、子どもだけでなく親の世代への対応も含めた多種多様化する問題解決の担い手、協働者、橋渡し役としてのスクールソーシャルワーカーへの期待を伝えて下さいました。その後、それぞれが語られたスクールソーシャルワークに共通するものやニーズについて議論を深め、会場からの質疑応答で意見交流も図られました。

私は、静岡県でスクールソーシャルワーカーをやっていますが、みなさんのお話を聞いていて、なるほどと共感する場面がたくさんあり、スクールソーシャルワークの必要性や可能性を強く感じました。そして、まだまだ悩み多き私には、パネリストの方々の豊富な実践の中にたくさんのヒントやご示唆をいただくことができ、大きな収穫でした。充実した時間をありがとうございました。

地区NEWS:研修会結果報告(栃木スクールソーシャルワーク研究会)

平成25年度において、日本学校ソーシャルワーク学会より共催をたまわり開催した研修会(8月・3月)について、研修内容、参加状況等の報告を行う。なお、報告内容は、スタッフ合作による作成である。

(1)

平成25年8月18日(日)、とちぎ福祉プラザに福島大学教授、鈴木庸裕先生をお招きし「子どもが輝き、学校も元気になるスクールソーシャルワーカーの活動～子どもの権利擁護のために～」というテーマで講演を頂いた(参加者27名)。

かつて学校と地域の関係は学校⇒家庭⇒地域となっており、学校と地域の関係は家庭を介したものであった。家庭や地域での子育て力が低下している昨今、家庭⇔学校⇔地域のように学校が家庭と地域を仲介し一体となって子どもを支えることが必要となってきた。この3者を結びつけるのがSSWrの役割であり、地域までも含めた学校内外を視野に入れ、チームで取り組むコーディネートをしていくことの重要性が示されたが、そのことが、東日本大震災において数々の課題が浮き彫りになる中で可視化された、との指摘は興味深いものであった。

運営面においては、先生において頂き貴重な講演をして頂いたにも関わらず参加人数が少なく、時期的な問題やPR不足の問題、研究会の活動方法等の反省点をあげ、次回研修に繋げた。(高濱 裕子)

(2)

平成26年3月1日(土)、国際医療福祉大学大田原キャンパスに日本社会事業大学講師、内田宏明先生をお招きし「いじめ防止にどう取り組むのか」というテーマで、SSWr研修会を開催した。参加者は47名で、教育・福祉・医療、SC、議員、弁護士、学生等の多様な方が25名おられた。SSWrは不登校への対応が多い。いじめは教育委員会への報告が少なくSSWrの動きに繋がらないが、1986年「葬式ごっこ」以降、社会問題化。1994年「大河内君自死」の遺言文では胸が締め付けられる想いがした。2011年「大津市中2自死」の後、議員立法で2013年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年10月に文科省が「いじめ防止基本方針」を策定した。これにより、弁護士、医師、心理や福祉の専門職等の連携が強くなり認識されることとなり、今回の参加者にも反映されている。

研修内容では、思春期の心性理解・SCのあり方・SSWrの配置の必要性・相談システムの強化等に触れ、いじめの背景理解・ヴァルネラビリティ(攻撃誘発性)・SSWrの役割、さらに子どもの権利とSSWrが熱く展開された。アンケートには、「学校を風通しの良い開かれた環境にすることの大切さ」、「加害者、被害者の両方のケアの必要性」、「SC以外にSSWrの仕事があることへの理解」等々があった。(加来 裕康)

以上、(1)は、今なお大災害のただ中にある福島での、SSWrの現状及び全国的なSSWrの動向について、(2)は、大津のいじめ自殺事件の報告書やいじめ対策防止推進法の内容に触れながらSSWrに何ができるかを学んだ。いずれも、子どもたちの生きる場、つまり環境(地域や家庭、学校)がいかに大切であるか、また、子どもの権利を守るために大人がすべきことは何かといったことについて、知見を深めることができた。(土屋 佳子)

事務局だより

1. 理事会報告

去る2014年7月11日(金)に京都(立命館大学朱雀キャンパス)で第1回理事会が開催されました。当日の理事会の概要については、下記のとおりです。

- 出席者:10名(欠席者2名)
- 時間:14時00分~16時30分
- 議題:
 - 日本学校ソーシャルワーク学会第9回大会最終打ち合わせ
 - 新規入会者および退会者の審査等

3. 学会ホームページリニューアルに関する検討
4. 全国実態調査に向けた実施方法等に関する検討 他

※次回、第2回理事会…2014年10月12日(日)東京にて開催予定

2. 会員報告

- 会員数:434名(2014年6月18日現在)
- 新入会員:20名

※当学会への新規入会希望者を対象に行う入会審査は、原則として年3回の理事会にて行います。理事会は例年7月(全国大会前日)、10月、3月(常任理事会)に実施しています。推薦人となる会員の皆さまも予めご留意ください。

3. 2014年度会費納入のお願い

今回、2014年度会費(それ以前の分も含む)未納の会員には、振込用紙を添付しております。年度内に指定口座へ振り込みを完了していただきますよう、円滑な学会運営にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。なお、ご不明な点がありましたら、お気軽に学会事務局までご連絡ください。

4. 会員情報に関する変更手続き

学会ホームページより「記事事項変更届」がダウンロードできるようになりました。所属先や住所等に変更がある方は、「記事事項変更届」に必要事項をご記入のうえ、学会事務局に郵送またはFAXをしていただくか、変更内容に関する情報をメールにてお知らせください。

5. 学会メーリングリストのご案内

当学会では、これまで希望する会員を対象にメーリングリスト(以下、ML)を用いた情報配信サービスを提供してきました。しかし、2014年5月にYahoo!グループのサービスが終了することに伴い、理事会ではMLを廃止して新たに事務局配信メールマガジンを新設することになりました。メールマガジンでは、主に①事務局だより(学会活動に関する諸連絡および情報提供等)、②会員掲示板(各地域で行われる研修や行事等に関する諸連絡および情報提供等)を配信していきます。なお、このメールマガジンは希望対象のサービスであるため、配信を希望する会員は事前に登録していただく必要があります。登録方法については、下記をご参照ください。メールマガジンは不定期ですが、月1回程度の配信を考えています。

1)メールマガジン配信希望者

メールマガジン配信希望者は、学会事務局アドレス(k.okumura@fukuoka-pu.ac.jp)に登録希望メールを送信してください。送信していただくメールには、件名に「学会メールマガジン配信希望」と記していただき、本文では必ず氏名を入力してください。学会事務局でメール受信ならびに諸手続が終わりましたら、登録完了のメールを学会事務局より送らせていただきます。

2)メールマガジンへの情報掲載希望者

これまでMLにて会員の皆さまから発信していただいた種々の活動に関する情報提供や告知等は、引き続き会員相互で共有していきたいと考えております。今後は学会事務局がそれらの情報を一度集約したうえで、メールマガジンで配信するとともに、学会ホームページ上においても地区ニュース欄等で情報を掲載していきたいと考えております。メールマガジン及び学会ホームページでの情報配信を希望される方は、学会事務局のアドレス(k.okumura@fukuoka-pu.ac.jp)までメールを送信してください。①件名には「学会メールマガジン情報掲載依頼」と記してください。②本文の最後には情報発信者の氏名と所属を記してください。③学会ホームページへの情報掲載希望の有無について記してください。なお、掲載情報については、必要に応じて文章を加筆修正することがありますので予めご了承ください。また、学会ホームページへの情報掲載については、数日の時間を要する場合もあるため、急を要する依頼にはお応えできないことをご理解いただいたうえで、ご対応をよろしくお願いいたします。

6. 全国実態調査ご協力をお願い

今年度、当学会ではスクールソーシャルワーカー全国実態調査を行います。これは、2011年1月に発刊した「学校ソーシャルワーク研究(報告書)-スクールソーシャルワーカー配置に関する全国自治体調査報告書【※完売】」の第2弾となるものです。スクールソーシャルワーカーとして活動されている会員の皆さまのご所属先には、追って本調査の担当者から連絡が入るかと思われます。必要に応じて皆さまにご協力いただくこともあるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

■ 学校ソーシャルワーク文庫 Vol.1

※学会に献本された書籍をご紹介します

ディスアビリティ現象の教育学 ―イギリス障害学からのアプローチ

- 堀正嗣監訳
- 出版社:現代書館(2014/4/4)

- 単行本:312頁
- 価格:4,320円(税込)

イギリス障害学会の雑誌『障害と社会』掲載の教育関係の論文10本を翻訳紹介。

関西インクルーシブ教育研究会の共同研究の成果として1冊にまとめたもの。障害児に対する排除や不利益をもたらすディスアビリティ(社会的抑圧)構造を解明・克服し、インクルーシブ教育の意義を示唆。日本の特別支援教育との違いは明らか。

日本学校ソーシャルワーク学会事務局

〒825-8585 福岡県田川市伊田4395

福岡県立大学人間社会学部社会福祉学科奥村賢一研究室気付

TEL・FAX:0947-42-1426

E-mail:k.okumura@fukuoka-pu.ac.jp